

# I 海外遠征承認申請

関係規定・・・基本規定 134 条[海外における競技]

## 第 134 条[海外における競技]

加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

### 注意事項及び作成要領

① 海外遠征に出発する日の前々月の 25 日までに書式1により、新潟県サッカー協会に提出してください。(日本サッカー協会の締切が前々月の末日のため)

② 提出書類

申請時:

- ・ 当該チームの申請書
- ・ 参加者名簿 (選手団責任者、役員、選手名記入のこと)
- ・ 日程 (案)
- ・ 遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招請状
- ・ 申請料の振込明細書(コピー可)

遠征終了後:

日本協会より提出の要望があった場合

- ・ 遠征報告書

③ **申請料 5,400 円** は、下記口座にお振込ください。(※振込手数料はご負担ください)

第四銀行 流通センター支店 普通口座 1292465

一般社団法人新潟県サッカー協会

④ 日本サッカー協会の承認を得ずに海外遠征を行なった加盟チームまたは選手は、基本規定 120 条により処分の対象となりますのでご注意ください。

⑤ 日本サッカー協会は、海外遠征承認後に遠征先協会にその旨を通知します。

⑥ その他不明な点は、新潟県サッカー協会までお問い合わせください。  
(TEL025-233-0100)

以上